

小城市立小・中学校における携帯電話・スマートフォンの 取扱い等に関する基本的指導方針

令和2年9月24日
小城市教育委員会

学校における携帯電話の取り扱いについては、文部科学省からの通知（「学校における携帯電話の取扱い等について」令和2年7月31日付け2文科初第670号）及び佐賀県教育委員会からの通知（「学校における携帯電話の取扱い等について」令和2年8月25日付け教委学第1498号）を踏まえ、小城市教育委員会では、学校における取組の基本とすべき方針を「小城市立小・中学校における携帯電話・スマートフォンの取扱い等に関する基本的指導方針」として定める。

学校においてはこの方針を踏まえて、児童生徒や保護者および地域と連携しつつ、携帯電話の取り扱いや情報モラル教育の方針を明確化し、各学校の実情に応じて取組の充実を図るものとする。

1 学校における携帯電話・スマートフォンの取扱いについて

- ① 携帯電話・スマートフォンは、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童生徒の携帯電話・スマートフォンの持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話・スマートフォンを緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情がある場合には、保護者から学校長に対し、携帯電話・スマートフォンの学校への持込みの許可を申請させるなど、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。
- ③ 学校として例外的に持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と児童生徒・保護者との間で以下の【持込みの条件】について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなどして配慮すること。

【持込みの条件】

- ア 児童生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、児童生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- イ 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- ウ フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- エ 携帯電話・スマートフォンの危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

2 学校における情報モラル教育の取組について

- ・情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみならず、各教科等及び生徒指導との連携を図りながら、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施すること。
- ・情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育むために、児童生徒の発達段階や学校の実情に応じた年間指導計画を作成するとともに、文部科学省や各種団体が作成している教材等を利用するなど、情報モラル教育の充実に取り組むこと。
- ・情報技術やサービスの変化、児童生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、その実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づき適切に指導すること。
- ・情報発信による他人や社会への影響について考えさせたり、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせたりする学習活動などを通じて、児童生徒が情報モラルを身に付けるよう取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

- ・「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うなど、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の徹底を図ること。
- ・SNS等のインターネットサービスを介した「ネット上のいじめ」の実態把握に努め、必要に応じて関係機関の協力を求めること。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局等におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談窓口等について、児童生徒及び保護者に周知すること。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

- ・児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、保護者や地域に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話・スマートフォンを通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話・スマートフォン利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。
- ・学校だよりや学校ホームページ等を活用し、保護者や地域に向けて、学校における情報モラル教育や「ネット上のいじめ」等に関する取組について周知すること。